

津市職員の自家用自動車の災害対策業務への使用に関する要綱

平成23年3月7日訓第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市地域防災計画に定める津市災害対策本部の配備基準における第2配備（警戒体制）及び第3配備（非常体制）において、津市災害対策本部に関する条例施行規則（平成18年津市規則第231号）第5条第2項に規定する部員（以下「部員」という。）が、災害対策業務のため勤務地から勤務地以外の配備地への移動（以下「移動」という。）に際して、自家用自動車を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自家用自動車」とは、部員が所有（自動車販売会社等が所有権を留保している場合にあっては、使用）する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪の自動車を除く。）をいう。）をいう。

(自家用自動車の登録)

第3条 部員は、配備地までの移動手段として自家用自動車を使用するに当たっては、あらかじめ災害対策業務に係る自家用自動車登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該部員が所属する災害対策本部各部の班の班長又は各支部の支部を構成する課等の課長級以上の職員（以下「班長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の写し
- (3) 任意自動車保険証券の写し

2 班長等は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を確認し、使用する自家用自動車が決の各号のいずれにも該当しないときは、災害対策業務に係る自家用自動車登録承認書（第1号様式）により当該自家用自動車の登録を承認するものとする。

- (1) 自動車検査証を備え付けていないとき。
- (2) 整備不良車両に該当すると認められるとき又は当該車両が著しく改造され、公務に使用するものとしてふさわしくないと認められるとき。

- (3) 定期点検整備を受けていないとき。
- (4) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）に加入していないとき。
- (5) 対人賠償額無制限、対物賠償額無制限及び搭乗者傷害補償額1,000万円以上の任意の自動車保険（以下「任意保険」という。）に加入していないとき。

3 前項の登録は、当該登録をした日からその日の属する年度の末日まで有効とする。

（登録車の使用許可）

第4条 災害対策業務において、配備地への配備を命じられた部員は、公用車の使用が困難な場合に限り、配備を命じた班長等の許可を受けた後、前条第2項の規定による承認を得た自家用自動車（以下「登録車」という。）を配備地までの移動手段として使用することができる。

（使用許可の制限）

第5条 班長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録車を使用して配備地へ移動することを許可してはならない。

- (1) 部員が、運転免許証を携帯していないとき。
- (2) 部員が、心身の状態が傷病、過労、睡眠不足その他の理由により登録車の運転に不適當な状態にあるとき。
- (3) 登録車が整備不良の状態にあるとき。

（登録車の使用に係る確認）

第6条 登録車を災害対策業務に使用した部員は、当該登録車の使用後速やかに、災害対策業務に係る登録車使用記録簿（第2号様式）に必要事項を記載し、班長等及び当該使用した部員以外の部員の確認を受けなければならない。

（事故の報告）

第7条 部員は、登録車を使用して配備地まで移動する際に、人を死傷させ、又は物を損壊する事故を起こした場合において、津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号。以下「規程」という。）第14条第1項又は第2項の規定に基づく事故報告を行うときは、事故報告書（交通事故）（規程第8号様式）又は事故報告書（交通事故以外の事故）（規程第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 災害対策業務に係る自家用自動車登録申請書及び災害対策業務に係る登

録車使用記録簿の写し

- (2) 事故現場の写真及び事故車両の写真（破損箇所及び自家用自動車の登録番号が分かるもの）
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の写し
- (5) 任意自動車保険証券の写し
（損害賠償）

第8条 登録車の使用を許可された部員が登録車を使用して配備地まで移動する際に、交通事故を引き起こし、他人の生命若しくは身体又は財産に損害を与えた場合の損害賠償については、当該登録車について当該部員が加入する責任保険又は責任共済及び任意保険を優先して充当するものとする。

2 損害賠償の額が前項の規定により充当した保険金額を超える場合は、本市がその超える金額を賠償するものとする。

3 前項の場合において、部員に故意又は重大な過失があったときは、本市は当該部員に対しその超える額について求償することができる。

（使用料）

第9条 第4条の規定による許可を受けた部員が当該登録車を配備地までの移動手段として往復して使用したときは、当該許可をもって本市が登録車を借り上げたものとみなし、次のとおり使用料を支払うものとする。

- (1) 往復運行距離が4キロメートル以上10キロメートル未満 150円
- (2) 往復運行距離が10キロメートル以上20キロメートル未満 300円
- (3) 往復運行距離が20キロメートル以上 450円

（災害により被害を受けた自家用自動車の補償）

第10条 第4条の規定により、登録車の使用を許可された部員が当該登録車を配備地までの移動手段として使用する際に、自然災害を起因として当該登録車が損壊した場合は、当該登録車の修繕料に相当する額を本市が補償するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条、第7条関係）

災害対策業務に係る自家用自動車登録申請書

年 月 日

（あて先）班長等

所 属
申請者 職 名
氏 名 ㊟

津市職員の自家用自動車の災害対策業務への使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

| | |
|-----------------|-------|
| 車 番 | |
| 車 名 | |
| 運 転 者 | |
| 車 検 有 効 期 日 | 年 月 日 |
| 対 人 賠 償 保 険 額 | 無 制 限 |
| 対 物 賠 償 保 険 額 | 無 制 限 |
| 搭 乗 者 賠 償 保 険 額 | 円 |

なお、津市職員の自家用自動車の災害対策業務への使用に関する要綱第3条第2項の規定により登録が承認された場合、同要綱第4条の規定により災害対策業務に使用するとき、当該自家用自動車を津市へ貸し付けたものとみなし、同要綱第9条に規定する使用料を受領することを承諾します。

- 添付書類
- (1) 自動車検査証の写し
 - (2) 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の写し
 - (3) 任意自動車保険証券の写し

災害対策業務に係る自家用自動車登録承認書

申請のとおり承認する。

年 月 日

班長（氏 名） ㊟

第2号様式(第6条、第7条関係)

災害対策業務に係る登録車使用記録簿

| | | | | 職員氏名 | | | | |
|--------|----------|-----------|------|----------|-------|-------|-----|----|
| | | | | 登録車車番 | | | | |
| | | | | 登録年月日 | | 年 月 日 | | |
| 使用月日 | 出発地及び配備地 | 災害対策業務の内容 | 同乗者数 | 出発及び帰着時間 | 指示キロ数 | 実走行量 | 確認 | |
| | | | | | | | 班長等 | 部員 |
| 月 日() | | | 人 | 時 分 出発 | km | km | | |
| | | | | 時 分 帰着 | km | | | |
| 月 日() | | | 人 | 時 分 出発 | km | km | | |
| | | | | 時 分 帰着 | km | | | |
| 月 日() | | | 人 | 時 分 出発 | km | km | | |
| | | | | 時 分 帰着 | km | | | |
| 月 日() | | | 人 | 時 分 出発 | km | km | | |
| | | | | 時 分 帰着 | km | | | |
| 月 日() | | | 人 | 時 分 出発 | km | km | | |
| | | | | 時 分 帰着 | km | | | |